

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	北広島市 母子保健事業に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北広島市は、母子保健事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

母子保健事業に関する事務においては、コンピュータへのログインを職員の生体認証によって行っており、なりすましによるシステム不正操作ができないよう対策を講じている。  
システム利用者の操作権限を個別に管理することで不要な情報へのアクセスを防止するとともに、操作ログの保存により不正利用が疑われる際の追跡調査を可能としている。

## 評価実施機関名

北海道北広島市長

## 公表日

令和3年8月30日

## 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	母子保健事業に関する事務
事務の概要	<p>母子保健法に基づき、保健指導、新生児・妊産婦・未熟児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出の受理、母子健康手帳の交付、低体重児の届出の受理、母子健康包括支援センターの事業実施などの事務を行っている。</p> <p>北広島市では、母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>保健指導に関する事務            新生児の訪問指導に関する事務            健康診査に関する事務            妊娠の届出に関する事務            母子健康手帳の交付に関する事務            妊産婦の訪問指導に関する事務            低体重児の届出に関する事務            未熟児の訪問指導に関する事務            子育て世代包括ケアシステム(すくすくネット)に関する事務</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、母子保健事業に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>
システムの名称	健康管理システム 団体内統合利用番号連携サーバー 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の49の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[ 実施する ] < 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二:56の2、69の2の項            ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号):第30条</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二:69の2、70の項            ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号):第39条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	保健福祉部健康推進課
所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部行政管理課 〒061-0092 北広島市中央4丁目2番地1 (代)011-372-3311 内線3502
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部健康推進課保健指導担当 北広島市中央4丁目2番地1 (代)011-372-3311 内線1213

## しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]
	< 選択肢 > 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]
	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]
	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

## しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

# リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		< 選択肢 > 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	. 7 請求先	内線766	内線3502	事後	
令和1年6月26日	. 5 所属長	健康推進課長 及川 幸紀	健康推進課長	事後	
令和1年6月26日	. 8 連絡先	内線808	内線1213	事後	
令和2年1月22日	. 4 情報提供ネットワークシステムによる情報提供	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二:56の2の項  【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二:70の項	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二:56の2、69の2の項  【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二:69の2、70の項		
令和2年8月20日	. 8 連絡先	保健福祉部健康推進課健康推進担当	保健福祉部健康推進課保健指導担当	事後	
令和2年8月20日	. 7 請求先	〒061-0092	〒061-1192	事後	
令和2年8月20日	. 1 いつ時点の計数か	平成27年9月1日	令和2年7月1日	事後	
令和2年8月20日	. 2 いつ時点の計数か	平成27年9月1日	令和2年7月1日	事後	
令和2年8月20日	. 1 事務の概要	(2行目に追加)	、母子健康包括支援センターの事業実施	事後	
令和2年8月20日	. 1 事務の概要	( の追加)	子育て世代包括ケアシステム(すくすくネット)に関する事務	事後	
令和2年8月20日	. 4 法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号	事後	
令和3年8月30日	. 4 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二:56の2、69の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号):第30条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二:69の2、70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号):第39条	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二:56の2、69の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号):第30条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二:69の2、70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号):第39条	事前	